消費生活通信

令和5年11月
vol.157

?役場町民課
消費生活センター
☎27−1958（直通）
※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

定期購入を解約できない！

事例①

美容液の定期購入コースを注文。初回を受け取ったら解約するつもりだったのに、電話が全くつながらない。電話以外の連絡手段がわからず、２回目が届いてしまった。

事例②

ネット通販でサプリメント（単品）を注文したら、定期購入への変更を勧める画面に変わり、「あと３分30秒」などとカウントダウンが始まったので、思わず定期購入に変更してしまった。販売サイトに解約を申し出たら、「５回受け取るまでは解約できない。利用規約にも書いてある」と言われた。

見守り新鮮情報より

注文する前に情報収集を

「あとで調べたら、サギというクチコミがたくさんあった。先にそれを見ていたら、最初から注文しなかったのに」というお話をよく伺います。広告と販売サイトだけ見て決めてしまうのではなく、商品名・ショップ名を検索してみるなど、注文する前に情報収集することをおすすめします。

わかりにくいサイトからは買わない

契約内容や、回数しばりがある場合は最低いくらかかるのか、解約条件などは、わかりやすく表示しなければならないと法律で定められています。そういった重要なことがどこに書かれているのかわからないサイトからは、買わないのが無難です。

不安な時は証拠を残そう

広告や販売サイトの表示に、もしもウソやルール違反があった場合、そのURLやスクリーンショットを保存していると、あとでトラブルになった時に大きな交渉材料になります。

シミがはがれる、激ヤセするなど、広告のインパクトがあまりにも強すぎて、金額や解約条件を見落としてしまったと思われる相談も少なくありません。
衝動的に欲しくなった時は、冷静さを欠いている可能性があるので、グッとこらえてその日は画面を閉じ、少し時間を置いて検討するのがおすすめです。

相談受付状況

月	件数	主な内容
８月	６件	定期購入（ヘアローション・美容クリーム）、架空請求メール、賃貸マンションの原状回復、自動車保険、トイレ修理、光回線、太陽光パネル
９月	７件	

「愛の協力運動」に55万5950円ご理解ご協力ありがとうございました

７月に「愛の協力運動」保護観察協会協力金の納入について、町民の皆さまには一世帯当たり150円を目安にご協力をお願いしたところです。

その結果、55万5950円をお寄せいただきました。皆さまのご理解ご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

現在、聖籠町、新発田市、阿賀野市、胎内市の保護司で新発田阿賀北地区保護司会が組織されていますが、頂戴しました協力金は保護司が行う犯罪予防活動や、罪を犯した人たちの立ち直りを援助する更生保護活動に活用されます。

保護司は、犯罪のない明るい社会を目指し、日々地道に活動しています。この活動に、町民皆さまから変わらぬお力添えをいただきますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

?役場町民課
町民サービス係
（内線111）

申請はお済みですか？結婚50年「金婚ご夫婦」をお祝いします

結婚50年を迎えられたご夫婦に町からお祝い品を贈呈します。

ご希望のご夫婦は、下記のとおりお申し込みをお願いします。

対象 町内に住所を有し、昭和48年4月1日から昭和49年3月31日までの間に婚姻届を提出したご夫婦

お祝い品 ざぶ～ん館ご利用優待券

申込期限 11月24日（金）

※11月1日以降に申請された方には12月中旬頃に券を郵送します。

申込方法

・長寿支援課（町保健福祉センター内）窓口にて、申込書に住所、氏名、年齢および婚姻年月日をご記入ください。

・老人クラブ加入者は別途取りまとめが行われていますので、聖籠町老人クラブ連合会事務局（☎28−7110）へ直接お問い合わせください。

?長寿支援課（町保健福祉センター内）高齢福祉係
☎20・7433

日時　会場　内容　対象　申し込み　問い合わせ